

(信用金庫法の一部改正)

第三条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 登記（第六十五条—第八十五条）」を「第九章 登記（第六十五条—第八十五条）

第九章の二 信用金庫代理業（第八十五条の

に改める。

二・第八十五条の(三)」

第三十三条第一項中「その他の職員」を削る。

第五十三条第二項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項第七号を次のように改める。

七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

第五十三条中第九項から第十三項までを削り、第十四項を第九項とし、第十五項から第十七項までを五項ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項中「会員のために」を削り、同条第四項第七号を次のように改める。

七　金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

第五十四条第八項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第十四項から第十七項まで」を「第九項から第十二項まで」に、「同条第十四項」を「同条第九項」に、「同条第十六項」を「同条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条の十五第一項第一号中「当該信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第五十四条の十七第一項第十号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

## 第九章の二 信用金庫代理業

### (許可)

第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用金庫代理業者（第一項の許可を受けて信用金庫代理業（前項に規定する信用金庫代理業をいう。

以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用金庫（信用金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

第八十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

第八十六条中「第八十九条第一項」の下に「及び第三項」を、「免許」の下に「、許可」を加える。

第八十七条に次の二項を加える。

2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八十七条の四中「第八十七条」を「第八十七条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。

第八十九条第一項中「第八条第三項（営業所の設置等）」を「第九条（名義貸しの禁止）」に改め、「一取引等」の下に「、銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金

庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条に次の二項を加える。

3 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、

所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業

者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四项各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二项各号」と、同条第二项中「第二条第十四项第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二项第一号」と、同法第五十二条第二项中「銀行等が前项」とあるのは「金庫等（信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二项及び第三项」とあるのは「第五十二条の三十六第三项」と、「次条第四项、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二项」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二项」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三项中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条及び第九十条の二を次のように改める。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第四条の免許を受けた者

三 第八十五条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用金庫代理業を行つた者

四 不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者

五 第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の一を次のように改める。

一 銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これららの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第九十条の三第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第九十条の四中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四」に改め、同条第三号中「第九十条又は前条第四号若しくは第五号」を「第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十条の四を第九十条の六とし、第九十条の三の次に次の二条を加える。

第九十条の四 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は信用金庫代理業者を含

む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十一条第一項中「代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は」を「若しくは清算人、」に、「社員は」を「社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 第五十一条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四、第五

十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第九十一条第一項第二十五号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

#### (労働金庫法の一部改正)

第四条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

「第九章の二 全国労働金庫協会(第  
目次中「第九章の二 全国労働金庫協会(第八十九条の二)」を 第九章の三 労働金庫代理業(第八

八十九条の二)

に改める。

十九条の三・第八十九条の四)」

第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

十三 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）

第五十八条中第九項から第十二項までを削り、第十三項を第九項とする。

第五十八条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）

第五十八条の二中第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「及び第十三項」を「及び第九項」に、「同条第十三項」を「同条第九

項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の三第一項第一号中「当該労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第八項中「労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第五十八条の五第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

### 第九章の三 労働金庫代理業

（許可）

第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行う」とができない。

2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行ふ者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

第九十一条中「第九十四条第一項」の下に「及び第三項」を、「免許」の下に「、許可」を加える。

第九十一条に次の二項を加える。

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九十四条第一項中「第八条第三項（営業所の設置等）」を「第九条（名義貸しの禁止）」に改め、「取引等」の下に「、銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の四第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」

とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条に次の二項を加える。

- 3 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

- 4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受

託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三项」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第九十六条の三中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同条第一号中「第九十四条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十七条第一項中「又は第二十五条第一項」を「、銀行法第二十五条第一項」に改め、「（立入検査）」の下に「又は銀行法第五十二条の五十三（銀行代理業者による報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の五十四第一項（銀行代理業者に対する立入検査）」を加える。

第九十八条の三中「免許」の下に「、許可」を加える。

第一百条及び第一百条の二を次のように改める。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者
- 二 不正の手段により第六条の免許を受けた者
- 三 第八十九条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで労働金庫代理業を行つた者
- 四 不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者
- 五 第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第一百条までにおいて「銀行法」とい

う。) 第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六条第一項若しくは第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第一百条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「若しくは第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二 銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せ

ず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第一百条の三第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第一百条の四中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき